

帰還困難区域（双葉町）から避難し、平成28年3月頃に新居を取得した申立人らについて、新居取得後一定期間については生活も安定しないことや、申立人らに帰還の意思が存在すること等を考慮し、同年12月分まで、生活費増加費用、一時立入費用、日常生活阻害慰謝料（増額分）等が賠償された事例。

## 全部和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1および同X2（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金600万4168円の支払義務のあることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 第5 清算

- 1 申立人らと被申立人は、第1記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年2月28日

（仲介委員 五島丈裕）

## 別紙

損害項目		期間	金額
避難費用	一時立入費用	H27.5.9-H28.12.13	¥228,076
生活費増加分	米野菜購入費	H27.5.1-H28.12.31	¥66,666
	子に対する謝礼		¥200,000
	友人に対する謝礼		¥57,000
	護持会役員出席費用	H28.6.4-H28.11.12	¥47,055
	大字総会参加費用	H26.9.20-H28.4.2	¥30,492
精神的損害	申立人X1分	H27.5.1-H28.12.31	¥2,600,000
	申立人X2分		¥2,600,000
弁護士費用			¥174,879
<b>損害合計</b>			<b>¥6,004,168</b>